

兵庫県公報

令和7年5月27日 火曜日 第620号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

	ページ
○ 第371回（定例）兵庫県議会の招集（財政課）	1
○ クリーニング師研修等の指定（生活衛生課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	6
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	8
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	8
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	9
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	9
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	11
○ 同 上（同）	12
○ 道路の位置指定の取消し（同）	12

公 告

○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	12
○ 兵庫県施設照明LED化事業公募型プロポーザルの実施（環境政策課）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	15
○ 同 上（同）	16

告 示

兵庫県告示第438号

第371回（定例）兵庫県議会を令和7年6月3日神戸市に招集する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



兵庫県告示第439号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 主催者の名称及び所在地

名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階

3 日程、会場等

(1) 研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和7年7月10日（木）	西宮市民会館	西宮市六湛寺町10番11号	50人
令和7年8月7日（木）	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000番地	40人
令和7年9月28日（日）	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	65人

(2) 講習

ア 第1型

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和7年7月18日（金）	豊岡市民会館	豊岡市立野町20-34	40人
同 月24日（木）	姫路市市民会館	姫路市総社本町112	30人
令和7年8月21日（木）	西宮市民会館	西宮市六湛寺町10番11号	40人
令和7年9月2日（火）	加古川市民会館	加古川市加古川町北在家2000番地	40人
令和7年10月7日（火）	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	50人

イ 第2型

受付開始年月日	令和7年10月24日（金）
受付締切年月日	令和7年11月14日（金）
レポート提出締切年月日	令和7年12月19日（金）

4 科目及び時間数

(1) 研修

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

(2) 講習

講習科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

5 受講料

研修受講料 5,000円

講習受講料 4,500円

6 受講についての問合わせ先

公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

電話 (078) 361-8097

~~~~~

## 兵庫県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 打越土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名    | 住 所           |
|-------|--------|---------------|
| 理 事   | 大塚 正穂  | 姫路市打越421番地    |
| 同     | 小林 紀夫  | 同 市打越1339番地60 |
| 同     | 谷川 裕康  | 同 市打越1329番地15 |
| 同     | 谷川 明洋  | 同 市打越1170番地   |
| 同     | 岩田 敏幸  | 同 市打越1213番地   |
| 同     | 谷川 恵一郎 | 同 市打越 777番地   |
| 同     | 大塚 昌良  | 同 市六角268番地1   |
| 監 事   | 谷川 雅文  | 同 市打越1171番地   |
| 同     | 山田 徳和  | 同 市打越407番地    |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名    | 住 所           |
|-------|--------|---------------|
| 理 事   | 大塚 正穂  | 姫路市打越421番地    |
| 同     | 小林 紀夫  | 同 市打越1339番地60 |
| 同     | 谷川 裕康  | 同 市打越1329番地15 |
| 同     | 谷川 明洋  | 同 市打越1170番地   |
| 同     | 岩田 敏幸  | 同 市打越1213番地   |
| 同     | 谷川 恵一郎 | 同 市打越777番地    |
| 同     | 大塚 昌良  | 同 市六角268番地1   |
| 監 事   | 谷川 雅文  | 同 市打越1171番地   |
| 同     | 山田 徳和  | 同 市打越407番地    |

~~~~~

兵庫県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

和田山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	坂 本 茂 樹	朝来市和田山町筒江656番地
同	太 田 寛 三	同 市和田山町久留引175番地
同	稻 垣 和 幸	同 市和田山町安井824番地 1
同	安 積 和 志	同 市和田山町加都1532番地 1
同	中 島 武 重	同 市和田山町枚田1448番地
同	太 田 保	同 市和田山町比治424番地
同	安 積 茂 年	同 市和田山町桑原332番地
同	夜 久 哲 夫	同 市和田山町宮285番地
同	羽 上 田 誠	同 市和田山町東和田281番地
同	西 好 朗	同 市和田山町岡田390番地 3
同	福 富 司	同 市和田山町林垣1363番地
同	野 元 剛	同 市和田山町高生田207番地
同	下 村 和 男	同 市和田山町寺内102番地
同	大 櫻 勝 久	同 市和田山町和田630番地 2
同	鈴 賀 一 宏	同 市和田山町寺谷46番地
同	篠 木 効	同 市和田山町宮田45番地
同	橋 本 喜 義	同 市和田山町高田112番地
同	小 田 垣 貢	同 市山東町末歳161番地 1
監 事	藤 井 保 雄	同 市和田山町加都1426番地
同	中 島 章 一	同 市和田山町市御堂173番地
同	清 田 正 已	同 市和田山町久田和477番地 3
同	平 野 光 啓	同 市和田山町市場319番地
同	雜 賀 克 好	同 市和田山町高田183番地
同	石 原 武 美	同 市山東町栗鹿431番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	坂 本 正 雄	朝来市和田山町筒江624番地 2
同	太 田 寛 三	同 市和田山町久留引175番地
同	稻 垣 和 幸	同 市和田山町安井824番地 1
同	藤 本 壽	同 市和田山町加都1478番地
同	高 島 安 明	同 市和田山町枚田1413番地
同	笠 垣 久	同 市和田山町比治415番地
同	安 積 茂 年	同 市和田山町桑原332番地
同	夜 久 哲 夫	同 市和田山町宮285番地
同	清 田 正 已	同 市和田山町久田和477番地 3
同	西 好 朗	同 市和田山町岡田390番地 3
同	福 富 司	同 市和田山町林垣1363番地
同	野 元 �剛	同 市和田山町高生田207番地
同	磯 幸 博	同 市和田山町寺内172番地
同	中 島 茂 久	同 市和田山町和田822番地
同	戸 田 道 孝	同 市和田山町寺谷39番地
同	細 見 美 由	同 市和田山町法道寺532番地 1

同	橋 本 喜 義	同 市和田山町高田112番地
同	小田垣 貢	同 市山東町末歳161番地1
監 事	小 山 敏 幸	同 市和田山町加都522番地4
同	福 富 宏 三	同 市和田山町市御堂202番地
同	羽上田 誠	同 市和田山町東和田281番地
同	平 野 光 啓	同 市和田山町市場319番地
同	雜 賀 克 好	同 市和田山町高田183番地
同	石 原 武 美	同 市山東町栗鹿431番地

~~~~~

**兵庫県告示第442号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
|-------------|-----------|
| 神戸市野瀬北土地改良区 | 令和7年4月25日 |

~~~~~

兵庫県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
東播用水土地改良区	令和7年4月3日

~~~~~

**兵庫県告示第444号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 野寺土地改良区  | 令和7年4月10日 |

~~~~~

兵庫県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
道場堰土地改良区	令和7年4月9日

~~~~~

**兵庫県告示第446号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 大庭土地改良区  | 令和7年4月28日 |

**兵庫県告示第447号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 氷上南土地改良区 | 令和7年4月23日 |

**兵庫県告示第448号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 東芦田土地改良区 | 令和7年4月18日 |

**兵庫県告示第449号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報があった。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名前   | 証明書番号       | 申請の事由                | 変更後                                          | 変更前                                          |
|------|-------------|----------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 悠竜土井 | 11509861321 | 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更 | 加西市別府町南ノ岡甲1533<br>県立農林水産技術総合センター<br>畜産技術センター | 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター |

**兵庫県告示第450号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字荒尾521の51

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (i) 主伐は、択伐による。  
(ii) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(iii) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字室谷714の10、714の13、714の17、714の24

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (i) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字室谷714の10・714の17・714の24（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
(ii) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(iii) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(iv) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字越峠2527の1、2527の12

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (i) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字越峠2527の1（次の図に示す部分に限る。）  
(ii) その他の森林については、主伐は、択伐による。  
(iii) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(iv) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字山根1250の15から1250の17まで、1250の30、1250の47、1250の48、字小河1386の  
9

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (i) 主伐は、択伐による。  
(ii) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(iii) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字平岩372の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(i) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平岩372の4（次の図に示す部分に限る。）

(ii) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(iii) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(iv) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第451号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
姫路市家島町宮1410-39 北 村 久 雄 姫路市家島町宮913 坂 本 弘 信	家島	家島漁業協同組合
姫路市大津区勘兵衛町1-66 黒 田 一 泰 姫路市大津区天神町2-96-2 高 田 明	大津	姫路市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年5月27日から同年6月10日まで

(2) 縦覧場所

家島加入区 姫路市家島町宮110-1 家島漁業協同組合

大津加入区 姫路市大津区勘兵衛町1-55 姫路市漁業協同組合

~~~~~

#### 兵庫県告示第452号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年兵庫県告示第641号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務

は、令和7年6月9日限りで消滅する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

高砂加入区

伊保加入区

南淡加入区

~~~~~

兵庫県告示第453号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2 第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和7年6月10日から発生する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

高砂加入区

伊保加入区

南淡加入区

~~~~~

#### 兵庫県告示第454号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

##### 1 指定を解除する区域

令和4年4月15日付け兵庫県告示第507号により指定した区域（伊丹市稻野町一丁目62番の一部）の一部

##### 2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物

##### 3 汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

~~~~~

兵庫県告示第455号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定する区域

小野市高田町字惣山1836番108、1836番113、1836番142、1836番143、1839番101、1839番202の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

~~~~~

#### 兵庫県告示第456号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名        | 地番                                                                      |
|-----|-----|-----|------|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 梅 谷 | 赤穂郡 | 上郡町 | 野 桑  | 梅谷口<br>中 尾 | 2251番1の一部、2253番1、2253番3、2265番、2267番、2268番、2269番1<br>2554番5の一部、2554番6の一部 |

~~~~~

兵庫県告示第457号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町西治字山ヶ谷1606

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西谷区 区長 大塚 聰	神崎郡福崎町西治1703

3 指定する理由

神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

## 兵庫県告示第458号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

## 1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町西治字池ノ北谷2145-2

## 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称         | 住 所          |
|-------------|--------------|
| 西谷区 区長 大塚 聰 | 神崎郡福崎町西治1703 |

## 3 指定する理由

神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第459号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町西治字大塚1869

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西谷区 区長 大塚 聰	神崎郡福崎町西治1703

- 3 指定する理由

神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

#### 兵庫県告示第460号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地

福崎町高岡字村中1239

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称         | 住 所            |
|-------------|----------------|
| 長野区 区長 大杉 博 | 神崎郡福崎町高岡1160－1 |

- 3 指定する理由

神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第461号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月27日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町高橋字黍谷273－1

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
高橋区 区長 高瀬 政見	神崎郡福崎町高橋39－2

- 3 指定する理由

神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

#### 兵庫県告示第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 指定番号               | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                                  | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル)   |
|--------------------|------------------|-----------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 第R06 淡路位置<br>0005号 | 7. 5. 13         | 淡路市中田字大円道下48番12の一部、<br>同市中田字中尾372番2の一部、373番<br>1の一部 | 6.00<br>5.00 | 31.00<br>16.42 |

~~~~~

兵庫県告示第463号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05 淡路位置 0012号	7. 5. 14	洲本市物部三丁目616番1の一部、617 番1の一部、617番8の一部、617番9 の一部、617番11、617番12、617番13の 一部、617番14の一部、617番16の一部、 617番17の一部、617番18の一部	4.00～6.00	92.03

~~~~~

#### 兵庫県告示第464号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和35年兵庫県規則第92号）第15条第1項第5号の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 指定番号                | 取消年月日<br>(令和年月日) | 位置                                              | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---------------------|------------------|-------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第R05 淡路位置<br>廃0001号 | 7. 5. 14         | 洲本市物部三丁目617番9の一部、617<br>番13、617番17の一部、617番18の一部 | 4.00         | 17.00        |

## 公 告

#### 特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 氏名又は名称     | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
|------------|-----------------|-----------|
| 株式会社 中野石油店 | 洲本市海岸通2-7-23    | 令和7年3月31日 |

~~~~~

兵庫県施設照明LED化事業公募型プロポーザルの実施

兵庫県施設照明のLED化事業を行う事業予定者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和7年5月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 楽旨・目的

本県では、自らの事務事業で生じる温室効果ガスの環境負荷低減を図るために、環境率先行動計画を策定し、取組を推進している。

本事業は、さらなる省エネ化推進のため、県所有施設の照明設備をLED照明へ更新するものであり、今回、必要となる要件を満たす提案を広く募集し、提案内容や実施体制等を総合的に判断して本事業に適した事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

兵庫県施設照明LED化事業公募型プロポーザル

(2) 業務内容

兵庫県施設照明のLED照明への交換

詳細は、別途配布する「兵庫県施設照明LED化事業仕様書」のとおり

3 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

(1) 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

(2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限に該当する者

イ 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

ウ 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。

(5) 令和2年4月以降に類似業務（※）を元請として履行した実績を有すること。

※ 類似業務とは、国または地方公共団体が発注した施設のLED化事業をいう。

(6) 本プロポーザル及びその後の賃貸借契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約すること。

4 応募手続

(1) 事務局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班

電話 078-362-3273

E-mail kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の公表

ア 公表日 令和7年5月27日（火）

イ 公表方法 県ホームページに掲示する。

(3) 応募図書の提出

ア 提出先 事務局まで

イ 提出期限 令和7年6月10日（火）午後5時まで

ウ 提出方法 持参または郵送（必着）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出先 事務局まで

イ 提出期限 令和7年7月7日（月）午後5時まで

ウ 提出方法 持参または郵送（必着）

5 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

6 受託候補者の選考、通知の方法

(1) 選考方法

受託候補者の選考は、評価委員会において内容及び価格について評価する。

【評価項目】

項目	評価基準
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の計画通りに業務実行が可能な体制を構築できているか ・類似業務における実績があるか ・施設の業務や来場者等への配慮がされた施工計画・具体的な工程を明確にしたスケジュールが構築できており、無理なく妥当なものであるか ・現地調査や工事中における安全管理がなされているか
県内企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県内業者の活用に配慮しているか
照明資材	<ul style="list-style-type: none"> ・規格・品質が信頼に足りる製品であるか ・保証期間は十分であるか ・保証期間内の不点灯、不具合発生時に迅速な対応（交換・修補）ができる体制の構築ができているか。
省エネ効果	<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減率が大きいか ・更なる省エネ効果が期待できる独自提案があるか (調光制御、人感センサーなど)
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して適正に見積もられているか ・コスト縮減が図られているか

(2) 発表方法

評価結果は、応募者全員に対し電子メールで通知し、受託候補者は県ホームページで公表する。

なお、評価結果の詳細は公開しない。

7 その他

(1) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、募集要項による。

8 Summary for the Notice of Proposal Competition

(1) Subject matter of the contract:

LED conversion project for prefectural facilities

(2) Deadline for the submission of application forms:

17:00 June 10, 2025 by direct delivery or registered mail

(3) Deadline for the submission of proposals:

17:00 July 7, 2025 by direct delivery or registered mail

(4) Office to contact concerning the notice:

Environmental Policy Division, Environmental Management Department, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078) 362-3273



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 オーケー北伊丹店

所在地 伊丹市北園一丁目38番2号ほか

2 法第8条第1項の規定により伊丹市から述べられた意見の概要

- (1) 当該大規模小売店舗内において、来店する車両や搬入車両によるアイドリング、走行、作業等による騒音が発生しないよう十分に配慮すること。
- (2) 音源発生施設（室外機等）を設置する場合は、その設置位置に注意するなど騒音が発生しないよう十分に配慮すること。
- (3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に努めること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により廃棄物を適正に自己処理すること。
- (5) 廃棄物の保管と処理について伊丹市市民自治部環境クリーンセンター業務課と協議すること。
- (6) ごみ庫の位置、面積、形状のわかる詳細図面を伊丹市市民自治部環境クリーンセンター業務課へ提出すること。
- (7) 廃棄物の飛散と悪臭を防止すること。
- (8) 廃棄物等保管施設からの悪臭に関し、十分に対策すること。
- (9) 廃棄物収集時の騒音について、近隣に十分配慮すること。
- (10) 廃棄物保管施設に必要に応じて給排水、冷蔵施設を整備すること。
- (11) 周辺道路は、近隣小中学校の校区となっているため、工事車両等が児童生徒の登下校の時間帯に、各校の校区内を通行する際は、十分に安全に配慮すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年5月27日から1月間

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年5月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 赤穂ショッピングシティ

所在地 赤穂市中広2

#### 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|            |                    |         |
|------------|--------------------|---------|
| 東洋紡不動産株式会社 | 大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号 | 稻 田 武 彦 |
|------------|--------------------|---------|

|             |                 |         |
|-------------|-----------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 古 澤 康 之 |
|-------------|-----------------|---------|

#### 3 變更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称

東洋紡不動産株式会社

住所

大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号

代表者の氏名

白井 正勝

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

井出 武美

## イ 変更後

名称

東洋紡不動産株式会社

住所

大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号

代表者の氏名

稲田 武彦

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

古澤 康之

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称

イオンリテール株式会社

住所

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表者の氏名

井出 武美

鮨耕食品株式会社

大阪府八尾市老原九丁目115番

柳田 英司

株式会社オカノベーカリー

姫路市御国野町国分寺391番地

岡野 吉純

外16者

## イ 変更後

名称

イオンリテール株式会社

住所

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表者の氏名

古澤 康之

鮨耕食品株式会社

大阪府八尾市老原九丁目115番

小谷 陽亮

株式会社泰和

京都市南区上鳥羽南鉢立町19—1

吉村 隆司

外16者

## 4 変更年月日

令和7年3月1日ほか

## 5 届出年月日

令和7年5月9日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和7年5月27日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和7年9月29日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年5月27日

兵庫県知事 斎藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 あまがさきキューズモール

所在地 尼崎市潮江一丁目3-1、2-3

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 大山 一也
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 変更前
名称 住所 代表者の氏名
美津濃株式会社 大阪市住之江区南港北1-12-35 水野 明人
はるやま商事株式会社 岡山市北区表町一丁目2番3号 中村 宏明
株式会社ビバリー 東京都中央区銀座八丁目10番6号 神下 英輝
銀座MEビル
外65者
- (2) 変更後
名称 住所 代表者の氏名
株式会社アエナ 東京都世田谷区三軒茶屋2-2-16 馬場 雅子
はるやま商事株式会社 岡山市北区青江一丁目17番21号 中村 宏明
株式会社宣広企画 大阪府吹田市豊津町14番10号 北島 豊土
外65者
- 4 変更年月日
令和7年3月23日ほか
- 5 届出年月日
令和7年5月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
(2) 縦覧期間
令和7年5月27日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限
令和7年9月29日
(2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号